

令和6年度 園・学校への巡回・派遣型事業等 一覧表

事業名	法的根拠等	目的	内容	園等の 依頼	保護者 の申請	職種	担当課
巡回支援専門員整備事業	地域障がい児支援体制強化事業実施要綱	障がいの早期発見及び早期対応(障がい気になる段階から)のための体制整備	巡回による気になる児の行動観察とコンサルテーション(健康増進課と連携) 園の要望による研修(保護者支援、園での手立て等) ※事業の対象は、園、学校、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ等	● ※依頼がない場合も、現状把握で巡回することがあります		療育相談員(保育士)3名	福祉課
保育所等訪問支援	児童福祉法	集団生活適応のための本人への支援・支援者への助言 《障がい児通所支援サービス》	保育所や学校等を訪問 集団生活への適応のための専門的な支援 ※児への直接支援と支援者への間接支援		●	訪問支援員(★)	福祉課
園訪問		障がいの早期発見・早期療育へのつなぎ	乳幼児健診フォロー・児の行動観察 日頃の集団活動に関する聴取 ※発達相談や療育へのつなぎの必要性を判断			保健師 12名 心理士 1名	健康増進課
特別支援教育総合推進事業 巡回相談		特別支援教育の推進 教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行う	個別事例の相談(支援のあり方や教材の情報提供等) 授業・保育参観や、それを受けての研修 園・校内研修(個別の教育支援計画・指導計画、進路に関する事等) ※園、学校への支援	●		支援学校教諭 10名 療育相談員 1名	学校教育課
教育相談事業		教育の相談員による、子育ての悩み・不安・ストレス等の解消を目的とした相談事業	子育て、心身の発達、友達関係、就学・進学、いじめや不登校に関する相談 園・校内研修(子どもへの関わりに関する研修) ※本人、保護者、園、学校への支援	●	● 保護者相談可	教育指導アドバイザー 1名 臨床心理士 2名 (うち1名は言語聴覚士の資格有) 言語聴覚士 1名 作業療法士 1名	学校教育課
熊本県発達障がい者支援センターわらつによる相談・支援	発達障害者支援法	発達障がい児・者やその家族への支援を総合的に行う	本人、保護者、支援者の個別相談(保護者の了解要) 園・校内研修(発達障がいに関する研修)	●	●	社会福祉士、心理士等(職種指定による派遣は困難)	熊本県障がい者支援課
訪問療育		通所支援サービス等につながらない児を対象とした療育支援 (※枠に限りあり)	療育相談員が園を訪問し、療育を提供 ※児、保護者への直接支援		●	療育相談員(保育士)3名	熊本県障がい者支援課

★) 訪問支援員の要件: 障がい児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のための専門的な支援の技術を有する者。